

解体業の審査基準

(令和3年4月1日制定)

- 1 申請書について、次の事項に適合すること。
 - (1) 2部（正本、写し）そろっていること。
 - (2) 申請年月日及び記載事項の記入もれはないこと。
 - (3) 法人にあっては、代表者氏名が記載されていること又は申請者が代表権を有していない場合には代表者の委任状が添付されていること。
 - (4) 所定の書類及び添付書類が完備していること。
- 2 申請者が次の基準に適合するものであること。
 - (1) 施設に係る基準
使用済自動車の再資源化等に関する法律施行規則（平成14年経済産業・環境省令第7号、以下「規則」という。）第57条第1号で定める基準のほか、以下の基準に適合していること。
 - ア 事業の用に供する施設（保管の場所を含む。以下同じ。）の継続的な使用権限があること。
 - イ 事業の用に供する施設の場所の土地の使用について、土地所有者の承諾が得られること。
 - (2) 申請者の能力に係る基準
規則第57条第2号で定める基準に適合していること。
- 3 申請者が、使用済自動車の再資源化等に関する法律（平成14年法律第87号、以下「法」という。）第62条第1項第2号イからヌまでのいずれにも該当しないこと。
- 4 法第62条第1項第2号ホに規定する「その業務に関し不正又は不誠実な行為をするおそれがあると認めるに足りる相当の理由がある者」（おそれ条項）の適用については、以下のいれかに該当する場合であること。
 - (1) 過去において、繰り返し許可の取消し処分を受けている場合
 - (2) 法、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）、浄化槽法（昭和58年法律第43号）、使用済自動車の再資源化等に関する法律施行令（平成14年政令第389号）第6条各号に掲げる法令若しくはこれらの法令に基づく処分若しくは暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。第32条の3第7項及び第32条の11第1項を除く。）の規定に違反し、又は刑法第204条（傷害）、第206条（現場助勢）、第208条（暴行）、第208条の2（凶器準備集合等）、第222条（脅迫）若しくは第247条（背任）の罪若しくは暴力行為等処罰ニ関スル法律（大正15年法律第60号）の罪を犯し、公訴を提起され、又は逮捕、勾留その他の強制の処分を受けている場合
 - (3) 前号に掲げる法令のうち生活環境の保全を目的とする法令又はこれらの法令に基づく処分に係る違反を繰り返しており、行政庁の指導等が累積している場合
 - (4) 廃棄物処理業務に関連して他法令に違反し、繰り返し罰金以下の刑に処せられている場合
 - (5) 自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的、又は第三者に損害を加える目

的をもって、暴力団員を利用している場合

(6) 暴力団員に対して、自発的に資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与している場合

(7) その他上記に掲げる場合と同程度以上に的確な業の遂行を期待しえないと認められる場合